

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	東川北・榎田地区 (東川北・榎田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区においては、農業者の高齢化が進んでおり、後継者不在や担い手不足が課題となっている。
- ・鳥獣被害が発生しているため、防護柵等の対策が必要である。
- ・ほ場が不形成な箇所や、水路整備が必要な箇所、排水が悪い箇所など、農業者の負担が大きく耕作が難しいところがある。
- ・農道の整備や、圃場によっては水が不足しているところの対策が必要である。
- ・経営の効率化を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区の農地利用については、現在は担い手の確保ができるが、今後については規模拡大を目指す地元の中心経営体を主に集積し、かつ集約化を目指していくほか、新規就農者の受入れ等を促進することにより対応していく。
- ・稲作主体の作付地域であるため、加工用米や飼料用米等のほか、裏作による飼料作物の増産に取り組んでいく。
- ・獣害対策として、罠や網、柵等の設置を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当地区内の担い手に集積を図ることを基本に、規模縮小意向や後継者不在の農地所有者に対しては農地中間管理事業を活用し、地区内の担い手等へ集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイヤ・経営転換する者は、原則として農地をすべて機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備が完了しているところは維持管理に取り組み、形状や排水等の条件で耕作が難しいほ場は、今後も関係機関等と協力しながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の農業法人や市との連携を維持し、営農意欲のある就農者や後継者の育成・確保を図りながら、当地区の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の農地については、JA出資型法人や農作業受委託法人を活用し、今後も連携しながら農地の保全に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策として、罠や網、防護柵等の設置を検討する。

⑦農道・水路の維持管理を地域内で協力して取り組む。